

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—観智院本にないカタカナ注記について（二）—

小林 恭治

改編本系類聚名義抄における、観智院本と西念寺本の比較調査において、両本の記述の多寡に相反する諸説が存することにより、写本の成立関係が齟齬する問題⁽¹⁾に対し、再確認の必要を感じ、これまでに、「項目」「標出漢字」「漢字注記」「カタカナ注記」の観点から、それぞれの記述の有無について、観智院本のみに見える用例、西念寺本のみに見える用例について順次考察を進め、西念寺本に見えないカタカナ注記までの調査を行つてきた。⁽²⁾本稿では、それらに引き続いて、西念寺本に見えて観智院本に見えないカタカナ注記について用例を示し、西念寺本の増補であるか観智院本の脱漏であるかを考察する。考察の目的や方法などの詳細については、すでに述べており、また紙幅の都合もあるため、先行のものに譲ることとし、省略する。

1、「ヲチヽヽ」(3才)

資料1の西念寺本の標出漢字「條」のカタカナ注記「ヲチヽヽ」が觀智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。⁽⁴⁾

西念寺本の冒頭注記「一調」については、漢字注記の考察の際に触れているが、「條」の項目では、「一調」「ヲチヽヽ」という連続する二つの注記がともにその他の写本にないことから、いずれも西念寺本の増補と考えられることになる。問題は、西念寺本の「一調」「ヲチヽヽ」が第一、第二注記として記されているということで、西念寺本において、それらが増補される以前の状況は如何なるものであつたかということである。

冒頭に注記を増補できたということは、標出漢字「條」の右下に、書き入れが可能なだけの空欄が存在していたということであり、すでに記されていたはずの「エタ」「ナカシ」は、標出漢字「條」の右下に記されていなかつたということになる。そこで、資料1の各写本の状況を改めて見ると、觀智院本・高山寺本における「エ(エ)タ」「ナカシ」は、標出漢字「條」の右下に記されているが、鎮国守国神社本においては、「エタ」は右行に記されているものの、「ナカシ」は「エタ」の直下ではなく、やや左に寄せられて記されている。このことからすれば、鎮国守国神社本の「ナカシ」と同様に、「エ(エ)タ」も標出漢字「條」の右下に記されていない写本が存在していた可

資料1

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	觀智院本
條 エタ ナカシ 上2ウ	條 エタ ナカシ 5オ	條 一 調 ヲチ ナ 3オ	條 エタ ナカシ 仏上6

資料2

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
荷	何	何	何
イカシモ ナソヤ ナニシ イツシ （後略） 上3才	ナソヤ イカシ ナニシ イツシ （後略） 5ウ	ナソヤ イカシ ナニシ イツシ （後略） 4オ	ナソヤ イカシ ナニシ イツシ （後略） 仏上8

2、「ホカ」(4才)

能性が考えられる。また、「一調」が増補される以前の「條」項目は、漢字注記を持たず、カタカナ注記のみをする項目であつたことからも、後の漢字注記の増補を期待して、標出漢字「條」の右下を空欄にしていた可能性が考えられる。⁽⁶⁾ とすれば、「一調」「ヲチ、」が増補される以前の西念寺本においては、標出漢字「條」の右下が空欄になつており、「エタ」「ナカシ」が「條」の左下に記されていたのではないかと考えられ、その状況は、現存の観智院本や高山寺本、鎮国守国神社本の状態よりも原初的な形態であつたということになる。

資料1の西念寺本の「一調」は、「一調」の誤写と考えられることや、「ヲチ、」の「ヲチ」と「、」が一行目と二行目に分けられて、やや不体裁に見えることからすれば、「一調」「ヲチ、」の増補は、現存の西念寺本⁽⁷⁾が書写された際に同時に行われたり、書写後になされたものではない可能性が高い。とすれば、現存の西念寺本は、「一調」「ヲチ、」の増補がなされてから、一回以上の転写を経ているものと考えられる。

表2-a

		觀智院本
(略)	①胡歌又 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥イカニ ⑦ナニ ⑧イツレ ⑨コレ ⑩ニハカ ⑪ニナフ ⑫ツクル ⑬オホセリ ⑭カス ⑮禾カ	①胡歌人 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥イカソ ⑦ナニ ⑧イツレ ⑨コレ ⑩ニハカ ⑪ニナフ ⑫ツクル ⑬オホセリ ⑭カス ⑮禾カ
(略)	①胡歌反 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥イカソ ⑦ナニ ⑧ナニ ⑨イツレ ⑩ニハカ ⑪ニナフ ⑫ツクル ⑬オホセリ ⑭カス ⑮和カ	①胡歌反 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥イカソ ⑦ナニ ⑧ナニ ⑨イツレ ⑩ニハカ ⑪ニナフ ⑫ツクル ⑬オホセリ ⑭カス ⑮和カ
(略)	①胡歌反 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥ナニ ⑦イツレ ⑧ニナフ ⑨コレ ⑩ニハカ ⑪ニナフ ⑫ツクル ⑬オホセコト ⑭カズ ⑮和カ	①胡歌反 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥ナニ ⑦イツレ ⑧ニナフ ⑨コレ ⑩ニハカ ⑪ニナフ ⑫ツクル ⑬オホセコト ⑭カズ ⑮和カ
(後略)	①胡歌反 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥ナニ ⑦イツレ ⑧ニナフ ⑨ツクル ⑩□(如)一 ⑪同 ⑫哉 ⑬同 ⑭ナニ ⑮若	①胡歌反 ②ナソモ ③ナソヤ ④ナソ ⑤イツクソ ⑥ナニ ⑦イツレ ⑧ニナフ ⑨ツクル ⑩□(如)一 ⑪同 ⑫哉 ⑬同 ⑭ナニ ⑮若

資料2の「何」項目は注記数が多いので、表2-aに資料2の各写本の注記の対照表を作成した。各注記の冒頭の①②……の番号は、各写本における注記の配列順を示しているが、ここでは便宜的に観智院本の配列順を基準とし、その他の写本の注記を配列し直している。

表2-aを見ると、観智院本の⑬「オホセリ」は高山寺本では⑬「オ小せコト」とある。これに対応する注記は鎮国守国神社本⁽⁸⁾には見えないが、西念寺本においては⑬の注記が相当するのではないかと思われる。しかし、西念寺本の⑬の注記は、「オ」と「セ」の間に割注のように「ホカ」と「ト」を並列させているように見え、奇妙な様相を呈している。これについては、高山寺本の⑬「オ小せコト」の「ト」の字からすれば、西念寺本では、元々「オトセ」と記されていたのではないかと思われる。ところが、「オ小セ」の「ト」字が「ホ」の異体字であることを理解できなかつた人物が、「オ小セ」の「ト」字の右に、「『ト』字はカタカナの『ホ』のことか」という意で「ホカ」と書き込んだものと思われる。そして、その後の転写の際に、「オトセ」の「ト」字よりも「ホカ」を先に書くなどして、次第に「ホカ」が左寄りに記されるようになり、元々あつた「ト」字が左方に押し出されるようになつて、「ホカ」と「ト」が割注のように二行書きされることになつたものと思われる。

また、高山寺本や西念寺本の状況から、観智院本の⑬「オホセリ」の「リ」は、西念寺本にあるような「オトセ」の「ト」を「リ」と誤つたものと考えられる。

すると、西念寺本の⑬「オトセ」の「ト」の右に記されている「ホカ」が観智院本に見えないことになるが、これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。しかし、先に述べたように「ホカ」が「ト」字を疑問に思つたものであるとすれば、「ホカ」は標出漢字「何」に対する新たな和訓ではないし、それが観智院本や高山寺本に見えないことには責任がない。「ホカ」の増補は書写者が、名義抄の注記に対する注

釈を記したものと言える。

3、「イツクンソ」／4、「イツク(コ)ニソ」(4才)

資料3は、資料2に示した標出漢字「何」の熟字項目の一つであり、觀智院本・高山寺本・鎮国守国神社本における標出漢字の省略符号「一」には「何」字が相当する。西念寺本には省略符号「—」が見えないが、これは誤脱と思われる。

さて、その西念寺本の熟字項目「於(一)」のカタカナ注記「イツクンソ」と「イツク(コ)ニソ」の二つが觀智院本に見えない。西念寺本の「イツクンソ」に対し、高山寺本・鎮国守国神社本では「イツクソ」、「イツク(コ)ニソ」に対しては、高山寺本では「イツコニソカ」、鎮国守国神社本では「イツコニシテカ」と見えるものが対応するものと考えられるので、

それらは觀智院本の脱漏と考えられる。

資料3

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	觀智院本
於 於一内 イツク スヨミテカ スヨリ 上3才	一 イツク 同 イツクニ 5ウ	於 クンソ イツクニ 4オ	於 同イツ イツクニ 仏上8

また、西念寺本の二つ目の「イツク(コ)ニソ」は、恐らく「イツクニソ」(傍点筆者。以下同)と書かれた注記に対して、「ク」を「コ」にする考えを持った人物が「ク」の右に「コ」と記した段階の写本があつて、その後、更に転写された際に「ク」と「コ」を割注のように並記するようになつたものと想像される。

更に、西念寺本の「イツク(コ)ニソ」の「ソ」は、高山寺本で「イツコニソカ」、鎮国守国神社本では「イツコニシ・テカ」とあることからして、本来は「シテ」の意の符号「メ」であつたものをカタカナの「ソ」と誤り、最

後の「カ」を脱落させたものと思われる。⁽⁹⁾

5、「アフ」(5ウ)

資料4

西念寺本	観智院本
偶 トモ ヒトコロヘリ トモカラ ヒトコロアフ	上偶タニサカタニムタクヒ トモヒトコロヘリトモカラ ヒミシタヒトモトモ カラヒトコロアフ

5ウ 仏上11

資料4の西念寺本の標出漢字「偶」の末尾のカタカナ注記「アフ」が観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本には対応する項目自体が見えないので、判断に苦慮する所である。

ところで、標出漢字「偶」の項目は、観智院本においては、資料4に示した仏上11のもの以外に、仏上28にもほぼ同様の記載があり、これについては、観智院本に見えて西念寺本に見えない項目について考察を試みた際に言及したが、仏上28の項目には「アフ」の注記が存する。⁽¹⁰⁾先の考察にしたがえば、仏上11の「偶」項目は、仏上28の項目を移動させたもので、観智院本の仏上28の「偶」項目に対応する高山寺本(19才)にも、「アフ」に相当する記述が見えるので、仏上11の「偶」項目においては、移項作業の際に「アフ」を脱漏したものと考えられる。

これにより、資料4の観智院本に「アフ」が見えないことは、観智院本の脱漏と考えられることになる。

6、「アク」(6ウ)

資料5

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	觀智院本
	𠂔 ヒロサ タカナ アラカフ 上4ウ	𠂔 ^{上カニ} 一尋・セヌ・ハヌ・ヒロ ミツ アソフ 7オ	𠂔 ^{上カニ} 一尋・セヌ・ハヌ・ヒロ ミツ アソフ アラカフ 6ウ 仏上12

資料5の西念寺本の標出漢字「𠂔」の二行目冒頭のカタカナ注記「アク」⁽¹²⁾が觀智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考えられる。

資料6

高山寺本	西念寺本	觀智院本
倣 ナソラフ ナソラフ ヒカル 8オ	倣 方兩 ナソラフ ヨル 7オ	倣 ナスラフ 方兩 ナソラフ ナラフ 仏上14

7、「ヨル」(7オ)

資料6の西念寺本の標出漢字「倣」の末尾のカタカナ注記「ヨル」が觀智院本に見えない。これは高山寺本に「ヒカル」と見えるので、觀智院本の脱漏と考えられる。

因に、資料6の觀智院本の冒頭の「土力兩爻」の「土力」は、西念寺本・高山寺本に「方兩爻(反)」とあるように「方」の誤りと思われる。⁽¹³⁾この觀智院本における反切注記の誤写と「ヨル」の脱漏が、同時に生じたという確証はないが、書写作業における杜撰な印象を否定できない。さらに觀智院本の「ナスラフ」の「ス」の右傍に「ソ」と記しているのも、一般

には異本対照によつて、「ナスラフ」を「ナソラフ」とする異本を見たことによる注意書きのようなイメージがあるが、西念寺本・高山寺本には「ナソラフ」とあることからして、これも上記のような傾向からすれば、異本注記ではなく、転写の際に「ナソラフ」を「ナスラフ」と誤写し、それをその場で訂正したものかもしれない。改編本系名義抄における誤写時の訂正方法については、まだ確認をしていないので、誤写の詳細については今後の課題としたい。

8、「オシ」(8ウ)

資料7

高山寺本	西念寺本	観智院本
	件 ハラフ カキスツスナヲル ラクチハラキスツガシユツル 其筆及クタシノ末カシヒトミ オシユツル	件 其筆又ハタシノ末カシヒトミ 未ワカヒトキ ラクチハラキスツガシユツル 10オ

仏上17
8ウ

資料7の西念寺本の標出漢字「件」の末尾のカタカナ

注記「オシユツル」の「オシ」が観智院本に見えない。

これは鎮国守国神社本では項目自体が散逸しているもの、高山寺本には「オシユツル」と見えるので、観智院本の脱漏と考えられそうだが、これには、観智院本の「ユツル」の直前の「スナヲシ」の解釈が関連てくる。

これについてはすでに別稿で触れたが、⁽¹⁴⁾ 観智院本の「スナヲシ」を「スナ」と「ヲシ」とに分けられるとすれば、この「ヲシ」が西念寺本の「オシユツル」の「オシ」に相当するものと考えられることになり、西念寺本の「オシユツル」に対する観智院本の注記は「ヲシユツル」ということになるから、これは西念寺本の増補でも、観智院本の脱漏でもないことになる。

9、「キレカヒ」(10ウ)

資料8

高山寺本	西念寺本	觀智院本
		債 <small>トモシ ナツブシ トモシ トモシ</small> <small>上 家 家 家 家</small> <small>トモス カムツビ トモス カムツビ</small> <small>セム ウラツ セム ウラツ</small> <small>モトム ウラツ モトム ウラツ</small> <small>ヤトフ ラホゼリ ヤトフ ラホゼリ</small> <small>ハタル ハタル ハタル ハタル</small> <small>トモシナ トモシナ トモシナ トモシナ</small> <small>ハアシ ハシ ハアシ ハシ</small> <small>アーム オル アーム オル</small> <small>ツビ オル ツビ オル</small> <small>シカ カム シカ カム</small> <small>モノ モノ モノ モノ</small> <small>カヒ カヒ カヒ カヒ</small>

12オ 10ウ 仏上20

資料8の西念寺本の標出漢字「債」の末尾のカタカナ注記「キレカヒ」が觀智院本に見えない。これは高山寺本の末尾の「モノ、カヒ」に対応するものと思われるので、觀智院本の脱漏と考えられる。

しかし、西念寺本の「キレカヒ」は、このままでは意味不明である。⁽¹⁵⁾ 高山寺本に「モノ、カヒ」とあることからすれば、「キレカヒ」の「レ」字は助詞の「ノ」に相当するものであつて欲しいところである。西念寺本で「モノ」を「キ」としているところからすれば、「レ」は元々「之」だつたものが書き崩されたものかもしれない、もしくは「キ(モノ)」の末尾の音節を操り返す畠符の「、」または「ミ」だつたものが変形したものかもしれないが、こちらは難しいかもしれない。⁽¹⁶⁾

また、一方で、觀智院本の底本に相当する写本において、高山寺本のような「モノ、カヒ」ではなく、西念寺本の「キレカヒ」のように記されていたとすれば、その意味するところが不明となることを理由に、削除された可能性も考えられる。

表9-a

		—(偃) 傾	偃
高山寺本	西念寺本	観智院本	
	自強縦傲之状 タカウス	トタカフ 自強縦傲之状	フシテ
	下 居件反	下 居件又	偃

表9-aの上段は熟字項目「—(偃) 傾」に対する注記と思われるもの、中段は上字「偃」に対すると思われるもの、下段は下字「傾」に対すると思われるものである。「居件又(反)」が下字「傾」に対する注記であることは、

資料9

高山寺本	西念寺本	観智院本
	— 傾 トタカフ 自強縦傲 之状 居件又	— 傾 トタカフ 自強縦傲 之状 下居件人

19才 12才 仏上22

熟字項目「—(偃) 傾」の注記としては馴染まないので、單純に西念寺本の増補と状況を表9-aにまとめてみた。

10、「フシテ」(12才)

資料9の「—傳」は「偃」の熟字項目であり、省略符号「—」には「偃」が相当する。そして、その西念寺本のカタカナ注記「フシテ」が観智院本に見えない。これは高山寺本にも見えないので、単純に西念寺本の増補と考えられそうであるが、その前に一考すべき点がある。

まず、西念寺本のカタカナ注記「フシテ」を増補とした場合、上字の「偃」字に対する注記としてはよいが、

その直前に「下」とあることから明らかであるから、西念寺本の「フシテ」が上字「偃」に対する注記であるならば、やはり「フシテ」の直前に「上」とあって欲しいところである。しかし、仮に「フシテ」の直前に「上」とあつたとすると、次の「自強縦傲之状」が意義的に熟字に対する注記であることから、「フシテ」を「トタカフ」と「自強縦傲之状」の間に増補するというのは適切ではない。しかし、増補者が、そうしたことまで考慮せずに、ただカタカナ注記をまとめて記載したかつただけであるとするのも、様々な点で不体裁を指摘される西念寺本としては、あり得ることなのかもしれない。しかし、ここでは、別の解釈を提案してみたい。

観智院本・西念寺本の「トタカフ」は、高山寺本の「タカウス」に対応するものであろうと考えられる⁽¹⁷⁾が、「タカウス」はともかくとして、「トタカフ」という注記は和訓としては奇妙な記述と思われる。これについては、今西浩子氏、風間力三氏に文選読みの例とする指摘がある⁽¹⁸⁾。また、今西氏は「図書寮本・西念寺本・蓮成院本においては、観智院本と同じく、その出典に文選読のあるものは文選読の形で訓をとり入れる傾向があるが、高山寺本においては、文選読をはずして付訓する傾向があり、一、二、三この傾向に沿わないものは、個々の事情によるものと思われる」とされる。これにしたがえば、高山寺本の「タカウス」は、本来、観智院本・西念寺本のように「トタカフ」とあつたものを手直ししたものと考えることができる。さらに、風間氏は「観智院本訓トタカフは高山寺本にならないトタカウスとあるべきもの」とされ、出典として「文選」卷第一・西都賦を指摘し、「猿投神社藏本正安本文選」の「偃傳」⁽¹⁹⁾（232行目）という本文に「トタカウシテ」と付訓している例を示している。

以上、観智院本・西念寺本の「トタカフ」が文選読みで、「タカフ」が、「高」の意の巴行上二段動詞「たかぶ」ではなく、サ行変格活用動詞「たかうす」であったこと⁽²⁰⁾、「猿投神社藏本正安本文選」の訓に「トタカウシテ」とあること、西念寺本の「フシテ」が熟字項目「ト（偃）傳」の注記としては馴染まないと思われることを考慮する

と、西念寺本の「フシテ」は、後に増補されたものではなく、本来、「トタカウシテ」（傍点筆者。以下同）とあつたものが、「トタカフ・シテ」と誤記され、さらに「フ」が重複して「トタカフ・フシテ」となつたものではないかと想像される。

現存の西念寺本において、「トタカフ」と「フシテ」と別個の注記のように見えるのは、「トタカフ・フシテ」という記述を不審に思つた書写者が、賢しらに「分したか、もしくは、「トタカフ・シテ」の記述を見て、「トタカフ・シテ」と記されているものと勘違いし、同時に、「トタカフ」と「フシテ」と別個であると考えて転写したものと伝えていっているのではないだろうか。

右の仮説が正しいとすれば、本来、「トタカウシテ」とあつたものを、高山寺本では「タカウス」とし、観智院本では「トタカフ」としたが、西念寺本では「トタカフ・フシテ」と伝えていることになり、原初形態に最も近いのは西念寺本であるということになる。となれば、「フシテ」は一見、西念寺本の増補のように見えるけれども、実際にはそうではなく、本来の「トタカウシテ」を誤写して伝えたものということになろう。

※紙幅の都合により本稿を分載致します。以下続。

注 記

(1) 西念寺本の注文が観智院本より多いとする説には、岡田希雄『類聚名義抄の研究』(第二篇第三章 一條書房 昭和19年6月)、草川昇『類聚名義抄』小考—四本比較から見た—(『鈴鹿工業高等専門学校紀要』第19卷 第1号 昭和61年)があり、これに反して観智院本の方が多いとする説に、渡辺実『西念寺本蓮成院本類聚名義抄について—関西大学現蔵本の紹介を機に原名義抄の編成の推定に及ぶ—』(『島田教授古稀記念国文学論集』昭和35年3月)がある。注文の多い方が後の成立とする一般的な考え方を採用する場合、この二説の対立は、西念寺本と観智院本の成立の前後関係を不明瞭にする。また、注文の多寡に依らない視点か

ら、西念寺本に観智院本よりも古い状態が存することを指摘したものに、貞荔伊徳「日本の字典 その一」（『漢字講座』2 明治書院 平成元年8月）、小林恭治「天理図書館現蔵西念寺本類聚名義抄における観智院本との成立の前後関係について」（「訓点語と訓点資料」記念特輯 平成10年3月）がある。

- (2) a 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—観智院本から見た項目の有無について—
（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第5号 平成12年4月）
- b 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—観智院本にない項目について—
（『鶴見大学紀要』第38号 第一部 国語・国文学編 平成13年3月）
- c 「西念寺本類聚名義抄の増補と脱漏」—観智院本との比較による標出漢字の有無について—
（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第6号 平成13年4月）
- d 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—西念寺本にない漢字注記について—
（『鶴見大学紀要』第39号 第一部 国語・国文学編 平成14年3月）
- e 1 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—観智院本にない漢字注記について—(一)
（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第7号 平成14年4月）
- e 2 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—観智院本にない漢字注記について—(二)
（『鶴見大学紀要』第40号 第一部 国語・国文学編 平成15年3月）
- e 3 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—観智院本にない漢字注記について—(三)
（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第8号 平成15年4月）
- f 1 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—西念寺本にないカタカナ注記について—(一)
（『鶴見大学紀要』第41号 第一部 国語・国文学編 平成16年3月）
- f 2 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—西念寺本にないカタカナ注記について—(二)
（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第9号 平成16年4月）
- f 3 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—西念寺本にないカタカナ注記について—(三)
（『鶴見大学紀要』第42号 第一部 国語・国文学編 平成17年3月）
- f 4 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏」—西念寺本にないカタカナ注記について—(四)
（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第10号 平成17年4月）

f5 「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏——西念寺本にないカタカナ注記について——（五）」

（『鶴見大学紀要』第43号 第一部 国語・国文学編 平成18年3月）

(3) 先行研究と本稿との関係などの詳細については、(2)のaを参照されたい。また、調査資料について、観智院本は、『類聚名義抄 観智院本仏』（天理図書館善本叢書和書之部 第32巻 八木書店 昭和51年9月）によつたが、用例の所在については、風間書房版によつた。高山寺本は、『和名類聚抄・三寶類字集』（天理図書館善本叢書和書之部第2巻 八木書店 昭和46年11月）。鎮国守国神社本は、『鎮国守国神社藏本二寶類聚名義抄』（勉誠社 昭和61年1月）。天理図書館現蔵の西念寺本については、平成8年7月と平成17年5月の調査による。

(4) 高山寺本・鎮国守国神社本の成立が観智院本・西念寺本よりも早いとする、犬飼守薰「改編本系類聚名義抄諸本に見られる合点の考察——成立論の手がかり——」（『愛知県立惟信高等学校研究紀要』第5号 昭和49年3月）、同「改編本系類聚名義抄諸本の成立事情——熟字にかかる問題点の一考察——」（『愛知県立惟信高等学校研究紀要』7 昭和51年3月）。草川昇「改編本系名義抄相互の関係——標出文字・和訓の面からの一考察——」（『訓点語と訓点資料』第68輯 昭和57年5月）。山本秀人「改編本系類衆名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について——熟字訓を対象として——」（『国語学』第144集 昭和61年3月）に基づき、西念寺本に見えて観智院本に見えないカタカナ注記が、高山寺本・鎮国守国神社本に見える場合は「観智院本の脱漏」、高山寺本・鎮国守国神社本に見えない場合は「西念寺本の増補」と判断する。但し、鎮国守国神社本が観智院本に先行するとする説には、望月郁子「鎮国守国神社藏『三寶類聚名義抄』小考——改編本系『類聚名義抄』諸本中における蓮成院本の位置」（『大野晋先生古稀記念論文集 日本研究——言語と伝承』 角川書店 平成元年12月）に異説もある。

(5) (2) のe-1の第2項（資料2）で扱つた。

(6) 後の漢字注記の増補を期待して、標出漢字の右下を空欄にしておくということがあり得ること、そして、その期待が後の転写の際に忘れられ、既述のカタカナ注記を標出漢字の右下に移動させてしまうことがあり得るについては、小林恭治「類聚名義抄諸本の仮名注の記載位置について」（『訓点語と訓点資料』第89輯 平成4年9月）を参照されたい。

(7) 天理図書館現蔵本。

(8) 資料2や表2-aに示したように「何」項目における鎮国守国神社本の注記の記載状況は、何らかの原因により、改行後に、標出漢字「何」自身の注記と「何」の熟字項目の記述が混ざり合つてしまつたようであるが、西念寺本の⑬「オトセ」「ホカ」に対応する記述は見えないので、この問題については今後の課題とする。

(9) 本稿では、語形の相違はあるものの、それぞれ、元々は同一の注記であつたものとして、西念寺本の「イツクンソ」＝高山寺本・

鎮国守国神社本の「イツクソ」、西念寺本の「イツク（コ）ニソ」＝高山寺本の「イツコニソカ」＝鎮国守国神社本の「イツコニシテカ」とした。しかし、草川昇『五本対照類聚名義抄和訓集成（一）～（四）』（汲古書院 平成12年10月～平成13年7月）においては、それら語形の相違を重視し、すべて別立てにしている上に、本稿においては、高山寺本で「イツコニソカ」としたものと「イツコニ」と「ソカ」の二つに分けて見出し語を立てている。表3-aは、草川氏の立てた見出し語と、ここで問題となつた各写本の状況をまとめたものである。

表3-a

イツクソ	鎮国守国神社本	高山寺本	
イツク（コ）ニソ			西念寺本
イツクンソ			
イツコニ		高山寺本	
イツコニシテカ			
ソカ	鎮国守国神社本	高山寺本	

高山寺本で「イツコニソカ」を「イツコニ」と「ソカ」に分けているのは、資料3に示したように、高山寺本の注記が「イツコニ」で改行されて、二行目に「ソカ」のみが記されていることに起因しているものと思われる。高山寺本では一つの注記が二行に渡つて記されることは確かに珍しいことのように思われるが、「イツコニ」の下には一文字分くらいのスペースが残されているものの、「ソカ」一文字では不足すると判断して、早めに改行したのではないだろうか。草川氏の凡例の⑤には、「同一標出漢字に対する和訓が諸本間で異なるものについては、参考までにその和訓を↓印をして記した」とあり、表3-aに示した用例では、「↓印」で互いの参照を促してはいなかから、完全な別語として扱つているものと思われる。写本の記述を重視しているためと推測されるが、「ソカ」では意味不明ではないかとも思われる。本稿の動機となつた記述の多寡についての異説の存在については、こうした記述に対する解釈の相違が遠因となり、注記数のカウントの仕方に変化を来す可能性もあるのではないかと思われる。また、草川氏は西念寺本の標出漢字「於」を熟字項目「於（何）」とせず、そのまま「於」としているが、「イツク（コ）ニソ」と「イツクンソ」の項目の備考欄に「西本（於何）」と記して、注意を促している。

(10) (11) 高山寺本（19オ）の「偶」項目の「アフ」の一文字目は、「フ」以外の文字を書いた後に見せ消ちにして、右下に「ア」字を記した

(10) (11) 高山寺本（19オ）の「偶」項目の「アフ」の一文字目は、「フ」以外の文字を書いた後に見せ消ちにして、右下に「ア」字を記した

ているが、「ア」は「フ」の誤りと思われる。

(12)

(9) の草川氏は、この西念寺本の用例を「アク」の見出し語としておらず、「ホク」の見出し語を立てて配している。これは「アク」の「ア」字を「ホ」の異体字である「ヲ」字と解釈しているためと思われる。確かに、字形の点からは、築島裕氏の『平安時代訓點本論考ヲコト點圖假名字體表』(汲古書院 昭和61年10月) を一瞥すれば、

東大寺図書館・聖語藏「大乘大集地藏十輪經」元慶七年点

高山寺藏「成就妙法蓮華經王瑜伽觀智儀軌」承徳二年点

天理図書館・白鶴美術館・京都国立博物館蔵「南海寄帰内法伝」長和五年頃点

東京国立博物館・東京大学史料編集所蔵「大毗盧遮那仏經疏」康和四年頃点

大東急記念文庫蔵「蘇悉地羯羅經供養法」永久二年点

などにおいて、カタカナの「ア」とほとんど同形の「ホ」の異体字の例が存在し得ることを確認できるが、しかし、この西念寺本の記述を「ヲク」と解した場合、標出漢字「𠙴」に対する注記としては意味不明となるよう思われ、意義的には「間隔」や「距離」にかかる漢字であるから、空間にかかる「アク」と解することには無理がないように思われる。また、西念寺本の書写者の書癖としても、資料5の西念寺本の標出漢字「𠙴」における「アソフ」や「アラカフ」の「ア」の字形は、この箇所の字形と類似しているものと思われる。

これについては(2)のdの第5項(資料5)で触れた。

(13)

(14) この問題については、(2)のf1の第9項「スナ」(資料8)において触れたことがある。また、資料7の觀智院本の末尾のカタカナ注記「ユツル」の直前には、「スナヲシ」という注記が存するが、これについて、長島豊太郎『古字書綜合索引 上・下』(日本古典全集刊行会 昭和33年5月・同34年10月)では、「件」の名義抄の訓として、「スナヲシ」と「ユツル」をそのまま記している。正宗敦夫『類聚名義抄 第貳卷』(風間書房)の仮名索引では、「スナヲシ」の見出し語を立てるものの、「○スナはスフの誤、ヲはオにてオシにて下とつゞくオシユツル」とされる。藤堂明保『学研漢和大字典』(第22刷 昭和61年1月)では、古訓としての「スナヲシ」と「ユツル」に対し疑問が存する旨を示している。また、(9)の草川氏は、觀智院本では「スナヲシ」と「ユツル」を認め、西念寺本・高山寺本では「オシユツル」を認めている。写本の記述状態を尊重する立場と思われる。

(15)

(9) の草川氏は、西念寺本の「牛レカヒ」を高山寺本の「モノ、カヒ」に対応するものとしており、「牛レカヒ」の「レ」については「ママ」としている。

(16)

(12) の築島氏には、慈光寺・国立国会図書館・東京国立博物館・五島美術館・大東急記念文庫・天理図書館他蔵「大般若波羅蜜

多經」平安後期点には、カタカナの「ノ」を「ム」のように記した例が紹介されている。西念寺本の「ヰレカヒ」の「レ」を、このカタカナの「ム」に類似した「ノ」から変化したものと考えることは可能かもしれない。

(17) 「トタカフ」について (14) の正宗氏は「〇トは助辞、高本タカウスとあり可然か」とされる。(9) の草川氏は「タカウス」の見出し語を立てて高山寺本のこの用例を示し、観智院本と西念寺本の用例は「→トタカフ」と示して用例の所在を示していないことから、「トタカフ」の項を見よ」の意かと思われたが、「トタカフ」の見出し語を立てておらず、資料9の観智院本と西念寺本の「トタカフ」の例は行方不明となっている。因に「タカフ」の項には、この例は掲載されていない。

(18) 今西浩子「『名義抄』の文選読」(『昭和学院国語国文』第8号 昭和50年6月)、風間力二「類聚名義抄の文選読」(『甲南大学紀要』文学編36 昭和55年3月)。

(19) 小林芳規「猿投神社蔵本正安本文選(二)」(『訓点語と訓点資料』第16輯 昭和36年4月)の232行目の「偃僕」の左に「トタカウシテ」の訓が示されている。また、朱書である旨の記述がある。

(20) 観智院本の「トタカフ」の「タカフ」には、「平上上」の声点が付されているが、「タカフ」を「高」の意のバ行上二段動詞とすると、観智院本の標出漢字「高高」(法下43)の注記「タカフ」に「平・平・上濁」の声点が付されていることと齟齬することになる。

〔付記〕本稿は、第七十七回訓点語学会研究発表会(平成9年10月17日 於 山形大学)において、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏について」と題して口頭発表したものの一部をもとに加筆訂正したものである。